

富山県社会福祉審議会 議事録

日 時：令和2年11月19日（木）

午後1時30分～午後3時

場 所：パレブラン高志会館 薫風の間

1 開 会

2 挨拶（厚生部次長）

3 議 事

（1）委員長・副委員長の選任について

【宮脇厚生企画課主幹】 それでは、議事に入りますが、まず、委員長、副委員長の選任をお願いいたします。委員長、副委員長は、富山県社会福祉審議会条例第5条第2項の規定により、委員の方々に互選いただくことになっております。どなたか推薦をお願いできないでしょうか。

【荒見委員】 委員長には、前任期において委員長を務められた富山県社会福祉協議会長の岩城委員をお願いしてはどうかと提案いたします。

【宮脇厚生企画課主幹】 ただいま荒見委員から、委員長を岩城委員をお願いしたらどうかというご発言がありました。皆様いかがでしょうか。

〔拍 手〕

【宮脇厚生企画課主幹】 ありがとうございます。ご異議がありませんでしたので、本審議会の委員長は岩城委員をお願いすることといたします。

それでは次に、副委員長につきまして、これについては岩城委員長からどなたかご推薦いただけないでしょうか。岩城委員長、どうでしょうか。

【岩城委員長】 前回に副委員長をお願いいたしました富山短期大学の宮田委員に引き続きお願いしたいと思っております。

〔拍 手〕

【宮脇厚生企画課主幹】 ありがとうございます。ただいま岩城委員長から副委員長は宮

田委員にということで、皆様、ご異議ありませんようでしたので、副委員長は宮田委員にお願いしたいと存じます。よろしく願いいたします。

では、これより議事の進行につきましては、岩城委員長にお願いしたいと思います。恐れ入りますが、岩城委員長には委員長席にお移りいただきたいと思います。

まずは、岩城委員長に一言ご挨拶いただければと存じます。

【岩城委員長】 岩城でございます。一言ご挨拶申し上げたいと思います。

ただいま委員長に選出されました岩城でございます。富山県社会福祉審議会委員長を引き続き拝命いたしまして、社会福祉施策の適正な運用を図る責任の重さを改めて感じております。

現在、社会経済状況が大きく変化し、福祉のあり方やニーズも複雑・多様化してきており、県民一人一人が生涯にわたって自分らしい生活が継続できるよう社会福祉審議会が使命を果たしていくことは極めて重要でございます。

そのため、他の委員の皆様とともに努力を重ねてまいる所存ですので、ご指導、ご鞭撻をよろしく願いいたします。

また、これから議事を進めてまいります。各委員の皆様には、円滑な議事の進行にご協力を賜りますようお願いしたいと思います。

【宮脇厚生企画課主幹】 ありがとうございます。

それでは、以後の進行につきましては、岩城委員長にお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

(2) 専門分科会の委員・臨時委員の指名について

【岩城委員長】 それでは、お手元の会議次第の順序に従って進めてまいりたいと思います。3時ごろをめぐりに議事を進めたいと思っておりますので、皆様のご協力、よろしくお願いいたします。

まずは、議事の「(2) 専門分科会の委員・臨時委員の指名について」ですが、富山県社会福祉審議会条例第7条第1項の規定により、委員長が指名することとなっております。ここで、本会議前に開催された専門分科会や審査部会の取り扱いについて、事務局から説明があるようなので、お願いいたします。

【宮脇厚生企画課主幹】 事務局からご説明いたします。委員改選から本会議での委員長

による指名までの期間でございますが、慣例により、前任の委員の所属を引き継いでいただくこととさせていただいております。本日の審議会までに開催された各専門分科会・審査部会につきましても、同様の立場で開催させていただいております。

【岩城委員長】 ありがとうございます。それでは、事務局から説明のあった委員・臨時委員の指名につきましては、本日以降も引き続き、お手元にお配りしてございます資料1「富山県社会福祉審議会委員・臨時委員 所属専門分科会・部会（案）」のとおりとさせていただきたいので、よろしく願いいたします。

なお、各専門分科会の会長、副会長の選出につきましては、それぞれの専門分科会、部会における決定としていただきます。

4 報 告

（１）社会福祉施策等について

【岩城委員長】 次に、事務局から県の社会福祉施策等についての報告があるようですので、お願いいたします。

【藪下厚生企画課長】 厚生企画課長の藪下でございます。どうぞよろしくお願いいたします。座って説明させていただきます。私からは、資料2と資料3についてご説明します。

まずは資料2をご覧ください。パーキングパーミット制度の実施についてでございます。パーキングパーミット制度につきましては、資料2の下の方にありますとおり、駐車場の施設管理者にご協力いただきまして、行政が障害者等用駐車区画を利用できる対象者の範囲を明確にし、申請のあった方に対して利用証を交付することで、適正な利用を促進するものでございます。13年程前になりますが、佐賀県が最初に制度化されまして、現在39府県で導入されており、富山県がその一番最後に位置するわけでございますけれども、導入済みの府県間では相互利用が可能となっております。

こうした制度につきまして、県内の学識経験者、また、本日も参加いただいております福祉団体の方々、事業者団体、市長会、町村会等の方々に参加いただいて検討会を開催し、委員の意見を踏まえて4月1日から実施させていただきました。その節は、様々なご意見を賜りまして、ありがとうございます。

本県における名称としましては、「富山県ゆずりあいパーキング利用証制度」となっております。制度の実施主体は県でございます。実際に利用証の申請を受け付ける際には、県

でも受け付けておりますけれども、市町村にもご協力をいただいております。

2番をご覧ください。利用証の交付対象者でございますけれども、別紙1をご覧くださいれば、身体障害の方や知的障害の方、精神障害の方、難病患者等、広く対象にさせていただいているところでございます。

次に、別紙2をご覧くださいと思います。後ろに現物もございますので、併せてご覧いただければと思います。青色が車椅子使用者用、緑色が車椅子使用者以外用と定めております。実際には、車のルームミラーなどにかけていただきます。駐車協力の区画としましては、車椅子使用者優先区画は幅が3.5m以上のもの、車椅子使用者以外用の駐車区画としては通常幅のものと2種類設定しております。

4番の利用証及び協力駐車区画の状況でございますけれども、6月末時点では4,019枚利用証を発行しておりまして、5月末ですと3,600枚あまりですので、利用される方は増えております。次に協力駐車区画の登録状況でございますが、10月1日時点で、453施設、1,184区画を登録いただいております。制度開始直前の3月31日時点では388施設でありましたので、こちらも順次伸びております。今後、さらに伸ばしていきたいと思うのですが、昨今の感染症の関係もございまして、施設に訪問して説明するのが難しく、中々進んでおりませんが、今後とも取り組んでまいりたいと思います。

次に、資料3をご覧ください。富山県再犯防止推進計画でございます。今年度を初年度とする計画を策定したところでございます。趣旨といたしましては、富山県における再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定めるということでございまして、これ「再犯の防止等の推進に関する法律」及び国の再犯防止推進計画を踏まえたものでございますが、県で新たに策定したものでございます。

計画の性格としましては、国の法律に基づく推進計画であることと、その施策を推進する計画であるということでございます。また、5年間の計画期間でございます。5つの基本方針を定めており、「安全で安心して暮らせる とやま型地域共生社会の構築」を目標としております。お手元に、緑色の冊子がございますので、後程ご覧ください。私からは以上でございます。ありがとうございました。

【中井高齢福祉課長】 高齢福祉課長の中井でございます。よろしくお願いたします。

私からは、資料の4についてご説明いたします。座って説明いたします。

資料の4をご覧ください。高齢者福祉専門分科会の実施状況についてご説明いたします。今年度の高齢者福祉専門分科会につきましては、既に10月1日に第1回目を開催しており

まして、その分科会では、令和3年から始まります第8期の介護保険事業支援計画などについてご審議をいただいております。現在、ご意見を伺いつつ、市町村の介護保険計画などを踏まえまして、次期の計画策定を進めているところでございます。第8期の計画につきましても、後程ご説明いたします。

1番の計画の概要をご覧ください。(1)の目的及び趣旨でございます。国の基本指針を受けまして、団塊の世代が75歳以上となる2025年、さらにいわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年を見据えた計画ということで、今のところ考えおります。その中では、地域包括ケア実現のための取り組みを深化・推進させることを目的としておりまして、市町村の介護保険事業の円滑な実施を支援するとともに、高齢者の健康や生きがいをづくりをはじめとする県の様々な施策を総合的に推進するための計画にしていこうとしております。

(2)は、計画の内容等の案でございます。表の中の、「施策の柱・重点項目」をご覧ください。第1節から第3節まであり、第1節が「高齢者の健康・生きがいをづくり」、第2節が「介護サービスの充実と地域包括ケアシステムの深化・推進」、第3節が「地域包括ケアシステムの深化・推進を支える体制づくり」という項目になっておりまして、これらの項目につきましては、今実施している第7期の計画と変わらないところでございます。それを踏まえまして、一番右側の「第7期計画からの主な変更点」をご説明いたします。第2節にあります、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施の推進に向けた取り組みを新たに追加していこうと考えております。また、3番の「認知症施策の推進」では、令和元年6月に新たな国の認知症大綱ができましたので、その大綱に沿った取組内容を盛り込んでいきたいと思っております。また、4番の「災害や感染症等への備えと安心安全なまちづくり」では、新たに災害や感染症に備えた体制整備を追加することにしております。また、第3節の2番、「サービスや制度運営の質の向上・業務の効率化」では、ICT等を活用した業務の効率化の推進に向けた取り組みを追加するというので、計画の策定を進めております。

大きな2番の「高齢者福祉専門分科会における検討状況及び今後の予定」でございますが、現在、第8期の保険計画に向けまして、9月から3月まで、各保険者である市町村におきまして、介護サービス見込み量の推計をしているところでございます。10月1日においては、先ほど申し上げたとおり、分科会を開催しております。来年の1月には第2回目の分科会を開催いたしまして、計画の素案をお示ししたいと考えております。その後、パブリックコメントをいたしまして、3月には令和3年度以降の新たな計画を策定するというので進めていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。以上でござい

ます。

【久崎子ども支援課長】 子ども支援課長の久崎と申します。よろしくお願いいたします。

私からは資料5と資料6を説明させていただきます。

まず、資料5をご覧ください。児童福祉専門分科会の実施状況についてでございます。分科会の概要ですが、里親の認定等を行う里親審査部会、児童相談所が行う入所措置や児童虐待などを審査いただく児童福祉措置審査部会、そして、幼保連携型こども園や保育所の設置の認可等を審査いただく認定こども園・保育所審査部会の3つの部会がございます。

2番目の開催状況についてでございますが、児童福祉専門分科会自体は平成30年度、令和元年度の開催の実績はございません。審査部会につきましては、まず里親審査部会でございますが、令和元年度にはが2回開催しておりまして、里親認定に関する審議を合わせて8件行っております。2つ目の児童福祉措置審査部会でございますが、令和2年度に持ち回り方式により2回開催しており、児童相談所が行う入所措置に関する審議を合計3件行っております。

3番目の認定こども園・保育審査部会につきましては、令和元年度に1回開催しております。幼保連携型認定こども園の設置認可に関する調査審議が8件ございました。

次に資料6をご覧ください。児童虐待防止対策に係る提言及び社会的養育推進計画について、ご説明申し上げます。児童虐待防止対策の充実につきまして、この1月に児童虐待防止対策・社会的養育推進計画検討委員会から提言をいただきました。この提言の内容につきましては、2番に概要を記載しておりますが、「児童虐待の発生予防と早期発見」、「児童虐待発生時の迅速・的確な対応」、「要保護児童の自立支援」、「今後の児童虐待防止対策の推進体制」の4つの方策について、10の観点から取りまとめたものとなっております。詳細につきましては2ページ以降にございますので、ご覧になっていただければと思います。

県では、こうしたご意見を踏まえまして、富山県社会的養育推進計画を策定させていただきました。策定の趣旨といたしましては、平成28年改正児童福祉法等により、子どもが権利の主体であることが位置づけられるとともに、子どもの家庭養育優先原則が明記されたことから、こうした理念の実現に向けて社会的養育の充実に計画的に取り組むということを踏まえて策定されております。計画の期間につきましては、令和2年度から令和11年度までで、中間年の令和6年度には見直しを行うこととしております。計画の記載事項につきましては、こちらに記載してあります①から⑨の事項について記載されております。

計画の概要でございますが、「富山県社会的養育推進計画の概要」というページをご覧くださいませうか。例えば、計画の中で、2番目の「当事者である子どもの権利擁護」ですとか、3番目の「市町村の子ども家庭支援体制の構築等」の部分につきましては、市町村において子ども家庭相談支援拠点の設置を促進するというふうに記載してございます。また、5番目の「里親等への委託の推進」にも積極的に取り組んで行くというふうにしております。また、7番目の「施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換」等についても、しっかりと取り組んでいきたいと考えております。10番目の「児童相談所の強化等」につきましては、児童福祉司、児童心理司等の人員の体制強化に努めていくとともに、色んな関係機関との情報共有や連携も強化していくということを記載してございます。

次のページをご覧ください。こちらは参考につけさせていただきました。富山県子育て支援・少子化対策に関する基本計画というまた別の計画がございまして、この3月に新たにできたものでございます。こちらは令和2年度から6年度までの5年間の計画でございまして、3つの基本目標に基づいて7つの重点施策を定めてございます。参考にご覧になっていただければと思います。以上です。

【辻井障害福祉課長】 障害福祉課長の辻井でございます。よろしくお願いたします。

私からは資料7と資料8についてご説明いたします。座って説明させていただきます。

まず資料の7、身体障害者福祉専門分科会等についてでございます。概要等につきましては記載のとおりでございまして、身体障害者福祉専門分科会と審査部会がございまして、審査部会につきましては、こちらに記載の①から③の事項を審議してございます。

では次に開催状況でございますけれども、専門分科会は令和元年度には開催実績がありません。審査部会につきましては、記載のとおり2カ月に1回開催し、令和元年度に6回開催してございます。身体障害者の障害程度の審査につきましては合計166件、身体障害者福祉法第15条1項に規定する医師の指定につきましては合計52件、指定自立支援医療機関の指定または指定の取り消しについては22件となっております。

次に、資料8をご覧ください。資料8は、富山県第6期障害福祉計画の骨子案についてでございます。この計画につきましては、障害者の地域生活を支援するためのサービス基盤整備に係る数値目標を設定するとともに、障害福祉サービス等の必要な量の見込み、及び見込量確保のための方策を定めることで、サービス等の提供体制の確保が図られるようにするものでございます。この計画は、障害者総合支援法に基づく障害福祉計画と児童福

祉法に基づく障害児福祉計画を一体的に作成したものでございます。また、昨年3月に策定された障害者基本法に基づく障害者計画の実施計画として位置づけられます。現在、第5期計画の途中でございますが、平成30年度から今年度末までこの第5期計画がございまして、新しく策定される第6期計画については、令和3年度から5年度までの計画となっております。現在改定作業を進めておりまして、ここには福祉団体の方もいらっしゃいますが、県障害者施策推進協議会の方でご議論いただいているところでございます。この骨子案につきましては、国が5月に示しました指針の考え方を踏まえつつ、追加された項目について整理したものでございます。

この計画の基本理念ですが、「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享受するかけがえのない個人として尊重されるとともに、障害者等の日常生活・社会生活の支援が、共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保及び地域社会における共生、社会的障壁の除去に資するよう、総合的かつ計画的に行われること、また、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めることを基本とする」とされておりまして、配慮する点として、記載の(1)から(5)に加えまして、「障害福祉人材の確保」や「障害者の社会参加をさせる取組」が今回新たに追加されております。「障害福祉人材の確保」につきましては、提供体制の確保に加えまして、それを担う人材の確保が必要ということですし、具体的に専門性を高める研修でありますとか、障害福祉の現場が魅力ある職場であることの周知広報に取り組んでいくことが重要であります。また、「障害者の社会参加をさせる取組」につきましては、障害者の多様なニーズを踏まえて支援すべきでありまして、例えば、芸術文化活動の参加機会の確保などが挙げられます。

少し飛びまして、VIの地域生活支援事業に係る事項として、6つの項目を計画に記載しております。新たな項目としまして、「専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業」がございまして、

最後でございますが、このサービスの確保にあたりまして、必要な事項として、5つの柱を立てておりまして、「意思決定支援の促進」や「障害者の芸術分野活動による社会参加等の促進」、障害福祉サービスや障害通所支援を提供する事業所における利用者の安全確保に向けた研修をすることなどを必要な事項として盛り込んでおります。そして、最終的には、県の障害者施策推進協議会に報告をして、改めて評価を受けることとなっております。

す。計画につきましては、今後、施策推進協議会を開催しまして、年度末までに計画を策定していきたいと思っております。以上でございます。

【岩城委員長】 ただいま4課からの説明をいただきましたが、これに関しまして、ご意見やご質問があればご発言をお願いしたいと思います。

【塘添委員】 視覚障害者協会の塘添です。2点お願いしたいと思います。

1点目は、パーキングパーミット制度のことについてですが、大変良い制度を富山県でも採用していただいて、良いことだなと思っております。できることなら、こういう良い制度は、後ろから数えて何番目ではなくて、前から数えて良い順番になるようにしていただけたらありがたいと思っております。というのは、このことについては、もう数年前から要望が出ていて、ようやく取り組んでいただいて、こういう制度ができたということです。こういう良い制度がもっと早めに働くようにしていただけたらと思っております。

もう1点は、4課から報告がありましたが、現在、新型コロナウイルスの流行が起きていることによって、今の施策や計画が、コロナのことを全然触れないで、うまくいくのかなという思いがあります。各課におかれまして、新型コロナウイルスの流行と施策や計画との兼ね合いをきちんと図れているのか、どういう風に考えておられるのかをお答えいただければと思っております。

【藪下厚生企画課長】 厚生企画課でございます。パーキングパーミット制度については、確かに39番目ということで、大変申し訳ないなという思いで申し上げたのですが、順番についてはもういかんともしがたいと思っておりますので、今後、先ほども申し上げましたけれども、協力事業者さんの数や区画数を増やしていきたいと思っております。今は、割りと公共の施設に多くご協力いただいております、まだまだ民間事業者等に踏み込んでお願いしている状況にはありません。現在、中々直接訪問してのお願いなどがしにくい状況となっておりますが、着実に広げていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

2点目につきましては、全くコロナについて触れていないわけでございますけれども、今回は計画策定の報告というのがメインでございましたので、実際に個別の事業を手掛けていく中で人がたくさん集まって何かをやる所には、やはり支障がでている状況でございます。もしかすると、今年度はまだ様子を伺っておりますけれども、場合によっては一部実施ができないことも考えられますが、何とか状況が収まれば、その時にできたらということで準備をしているところでございます。私からは以上です。

【牧野高齢福祉課長】 高齢者に係る介護保険事業計画につきましては、新たに感染症等

の備えに対する体制整備ですとか取り組みについて追加で記載することとしておりますので、コロナを含めた感染症全体について触れていきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

【久崎子ども支援課長】 社会的養育に関する部分ですけれども、児童相談所さんですか、他の施設さんに対し、この計画では触れていませんが、例えば消毒の物資やマスクのようなものが配られるように、国の補助金を活用して、実際の運用の中で色々な支援を行っているところですよ。

それ以外にも、例えば児童相談所に関して言いますと、やはりコロナで出ていけないということもありますので、オンラインで話ができるように機材を買って相談ができるような体制を構築することも考えております。計画自体は出来上がってしまったので、この中に記載できるかということを検討しながら計画を進めているところですので、いただきたい意見については、色んなところで反映させていただきたいと思っております。以上です。

【辻井障害福祉課長】 障害福祉課です。先ほどの説明の中で、私どもは国の指針に基づいて項目の整理をさせていただいたとご説明しました。先般開催しました施策推進協議会の方でも、コロナ対策について何か記載しなければならないのではないかとご意見いただきましたが、計画については、今精査しているところございますので、またそれらのことを踏まえて検討してまいりたいと思っております。以上です。

【西野委員】 富山県身体障害者福祉協会の西野と言います。1点だけ確認したいのですが、パーキングパーミット制度のことなんですけれども、以前、厚生企画課の方には6月末時点で2000件とお聞きしました。ところが、今聞いてみると4000枚も発行しているということで、大変喜ばしいことだと思います。

また、色んなところにいっても、この利用証をかけている方をあまり見かけません。やはりそのあたりのPRが必要ですし、明らかに健常者の方が障害者用の駐車場に停めておられまして、その方々はこの制度があるということを理解していないと思われまますので、PRに力をいれていただきたいと思いますと思っております。以上です。

【森下委員】 公募委員の森下と申します。児童の方でお聞きしたいのですが、昨日、NHK等で児童の虐待件数が10万件を超えたと言っていました。コロナや社会の色々な社会の要因等によって虐待件数が増えているのではないかと思います。私は富山県の正確な虐待件数はわかりませんが、恐らく同様に増えていると思っております。富山県の児童相談所は、富山と高岡地区にしかなく、私は新川地区なのですが、新川地区には昔から児童相談所があり

ません。以前県政モニターをやっているときに、新川地区にも児童相談所を作ってもらえないかと要望、あるいは県議会議員さんをお願いしたことがあります。簡単に言えば難しいということでした。そういうことであれば、せめて、県の総合庁舎等の中に児童相談所の支所のようなものを作るなどの工夫が必要だと思います。子どもがいじめなどの様々なことを相談できる場所ができれば、親も安心できて良いのかなと思います。あくまでも提案でございます。

また、コロナに対しても、全国的に差別や偏見があるということで、富山県もホームページにはもちろん載っていますが、コロナの差別解消に関する、富山県独自の表現のPRがあればよいと思います。以上でございます。

【蕨下厚生企画課長】 先ほど、パーキングパーミット制度のお話をいただきまして、6月時点でお尋ねになった数字に齟齬があったということでしたが、毎月整理できればよいのですが、現状3カ月おきに台帳整理を行っておりまして、同じ6月でも、もしかしたら6月に聞かれた数字と6月時点の数字が違っていたということかもしれませんので、そのようにご理解いただけたらと思います。

もう1つ、利用証をにかけている方を見かけない、また健常者と思われる方の車が見受けられるというのは、コロナの関係で出歩いておられないのかなと思いますが、もし実際に利用証が使われていると、ここはこういったものをつけている方が使えるのだということを知っていただけるかと思います。まず協力施設自体が増えないと利用証を使えないというお声もあるかと思いますが、元々開催しようと思っていた説明会が年度当初からできておりません。例えばロードサイド店などに利用証をつけている方がいらっしゃれば、この制度の認識も広まっていくと思いますので、今後、しっかりと頑張っていきたいと思えます。

【久崎子ども支援課長】 児童相談所の関係です。昨日、国の方で虐待の相談件数の発表があり、富山県の方も少し増えておりまして、1097件となっております。増えている要因といたしましては、気付いたらすぐ通報するという意識が周知されてきたことで、警察から児相への通告が増加してきていること、市町村での虐待の相談対応件数が非常に多くなっていることがございます。ただ、これは昨年の数字ですが、施設入所まで必要な案件が18件と幸いなことに一昨年よりは減っている状況にはありますが、おっしゃるとおりコロナの関係もありますので、事業は継続していかなければならないと思います。

ご提案の新川地区の児童相談所ですが、もちろんあれば良いなどお気持ちは理解できま

すけれども、一応富山と高岡にはそれぞれ管轄がありまして、高岡は呉西地区全体、富山は呉東地区全体を管轄するというので1つずつ設置しております。市町村の方でも軽微な相談等は受けられますし、何かありましたら、24時間365日対応できるような相談体制も児相の方で整備されております。新しいものを作るには色々な検討が必要ですがすぐにお答えはできませんが、人員体制の強化ですとか、24時間365日相談できる体制を確保しておりますので、そういったところを活用いただけるように周知していきたいと思っております。

【細川委員】 知的障害者の親の会、育成会の細川でございます。前にも申し上げた気がしているのですが、今地域で、高齢の親と障害のある子どもさんが、それこそ8050問題の真っ只中にある方が増えております。国の施策としては、地域で暮らしている人は親亡き後も地域で暮らすという方向性になっておりますが、実際そんなことが可能かという話が私たちの耳に入ってきます。

今、資料8の障害者福祉計画を見させていただいたのですが、例えば3番の基本的理念のところの、計画策定にあたり配慮する点が7つ並んでいて、1番に「障害者の自己決定や意思決定」という言葉が出てきます。これは、本人を尊重するという点ではとても大事な視点ではありますが、あくまでもそういう人たちの権利擁護を図った上でのものだということを明記しておかなければおかしいと思っております。というのは、私は成年後見の研究もしているところでして、障害者の計画にも高齢者の計画にも本人の権利擁護が言葉では出てきていない気がして、不安に思っているところです。成年後見制度の利用促進法ができて、利用促進計画が今進んでいるところですが、5年目のうちの3年目ということで中間報告が出ており、大きな動きとしましては、個人の財産管理から身上保護へという流れが非常に強く打ち出されているところです。結局何かと言いますと、市町村申し立ても増えていきますし、昔はお金がある人が使う制度だと言われていたものが、認知症や知的障害や精神障害により判断能力を欠く人たちを支えるという福祉問題に大きく様変わりしていると思っております。そうすると、行政がしっかり関与していただかないと、本当の意味での安全な地域での暮らしは守られないと思っております。

先ほど次長のご挨拶の中でもありましたとおり、ワンストップで受け止めてくれるようなところがあって、そこにつなげられる形を作っていくところまでしないと、高齢の親と障害のある子どもさんは救われないと思っております。その一方では、市町村が障害者虐待や高齢者虐待に対して大変よく頑張ってくださっていることはありがたいと思っておりますが、今後ともよろしく申し上げます。

【岩城委員長】 他に何かご意見等ございますでしょうか。

【古柴委員】 高齢者福祉専門分科会のことについてお願いします。これから、増々超高齢社会になっていく中で、地域を支える地域包括であったり、ケアマネさんであったり、そういう人材が中々増えていなくて、少ない人数でやっています。第3節に「地域包括ケアシステムを支える人材の養成・確保と資質の向上」と書いてありますが、そのために、ぜひICTを強く要望していきたいと思っていて、人数が少なくて研修にすら行けないという状況がございますし、資質を高めていくには遠隔操作で研修を行っていただけらと思っておりますので、会議や研修のために、Wi-Fi環境などのICTをきちんと整備していただけたらと思っております。

【岩城委員長】 今後の問題かと思いますが、ぜひ検討をお願いいたします。他にございませんか。

【宮田委員】 富山短期大学の宮田でございます。いくつかあるのですが、今高齢のことが出ましたので、高齢の計画のところ、人材の養成・確保というものがございます。実は、昨日の新田知事も出られた女性活躍の会議でも言ったんですが、介護人材が不足しているということが具体的な課題でして、下手すると制度自体が崩壊しかねません。今回の計画では、市町村でも人材の養成・確保の計画を作りなさいということになっていますので、県としても支援をしていただければと思っております。

市町村の関係で言いますと、先ほど出ましたパーキングパーミットのことで、これは県だけでは中々できないことなので、市町村としっかり連携しながら進めていただくことが大事なかなと思います。もしかしたら、導入が遅れたのもその辺のことがハードルになったのかなと感じています。

それから、資料5の方の、児童福祉専門分科会のところですが、下から2つ目の②、児童福祉措置審査部会ですが、今年は9月11月と立て続けに私も関与させていただきましたが、家庭が子どもを守って育てていくということが崩壊してしまっている状況を感じました。この審査部会は、児童相談所の職務方針と親の意見が違う場合に、どちらが正しいのか、児童相談所の意見のとおりやってよいのかということ判断するもので、例えば児童相談所が家庭裁判所に申し立てをするという処理をしてもよいかを決めるわけですが、その際、家庭裁判所に送られた後も結論が出るのに時間がかかるという話なんですね。私が聞いたのは2カ月くらいかかるということなので、その間、教育の問題ですとか生活の問題ですとか、お子さんはどうなるのかということになります。このような審議につい

て、持ち回りでも良いのですが、日中は委員の日程が定まらなくて中々難しいということですので、緊急であったら、少しでも短い時間で審議するために、夜間や土日でもよいと思っております。今の知事もスピード感をもってとおっしゃってますし、子どもにとっては一日一日が大切な時間ですので、ぜひスピード感をもってやっていていただきたいと思っております。

【岩城委員長】 他にございませんでしょうか。堀田委員いかがでしょうか。

【堀田委員】 児童クラブ連合会の堀田と申します。よろしくお願いたします。今年度について言いますと、新型コロナウイルスの影響でほとんど活動ができておりませんので、ご報告できることもあまりないのですが、先ほどから児童虐待や児童相談所に関する報告事項を聞いておりまして、新田知事もおっしゃっておられるように、ぜひ市町村や関係団体がワンチームとなって進めていただければと思っております。以上です。

【岩城委員長】 ありがとうございます。和田委員はいかがでしょうか。

【和田委員】 母親クラブ連合会の和田と申します。こちらも、コロナの影響で活動はほとんどできていないのですけれども、このコロナの状況の中で、福祉に関していろいろな問題が出るかとは思いますが、やはり今までやってきたことや、今後やっていくことを県として敏速に、PRや啓発活動をしていくことがすごく大切なのではないかと私は思います。そのために、市町村や関係団体とワンチームとなって取り組んでいただければと思います。以上です。

【岩城委員長】 ありがとうございます。中才委員はいかがでしょうか。

【中才委員】 民生委員・児童委員の中才と申します。民生委員は、担当の地域の方々の見守りをしておりまして、普段から高齢者のご自宅に訪問したり、どなたか困っているということがあれば、相談を受けて、市役所や専門機関につなげる仕事をしております。このところは、新型コロナウイルスのこともありますので、直接訪問はせず、電話などで見守りを行っているところでございます。

先ほどのお話にもございましたけれども、8050問題のように、地域の方々のもっていらっしゃる問題が段々複雑になってきておりまして、今後とも皆様のお力をお借りしながら頑張っていけたらと思っております。以上です。

【岩城委員長】 ありがとうございます。次に、中西委員いかがでしょうか。

【中西委員】 聴覚障害者協会の中西と申します。少し個人的なことになってしまうのですが、私の知人で、耳の聞こえない方が介護施設に入っておりまして、よく会いに行っ

いたのですが、今はコロナのために中々会うことができなくなっております。その方が言うには、その施設の入居者は健常者の方ばかりで話す相手がいないということだったので、何とかその施設の職員の方に頼んで、窓越しに手話で挨拶をしたのですけれども、それだけですごく喜んでくれました。コロナの難しい状況の中でも、何とかして障害者の方や困っている方を喜ばせてあげたいと思っておりますので、今後とも、よろしく願いいたします。

6 その他

【岩城委員長】 ありがとうございます。それでは、予定している時間に近づいておりますので、最後に五十里次長から何か一言ございますか。

【五十里次長】 委員の皆さま、本日はありがとうございます。

皆様のご意見を伺っておりますと、ワンチームといった話や言葉が出てまいりました。ワンチームというのは、みんなが一緒に連携してというようなことだと思っております。県や市町村、関係団体の皆さん、そして県民の方が一緒になって、情報共有をしながら対応していくことが大切だと思いますので、よろしく願いいたします。

本日いただきましたご意見につきましては、今ちょうど来年度の予算編成の時期でございますので、その中で参考にさせていただければと思います。

本日は、貴重なご意見をいただきまして、本当にありがとうございます。今後ともよろしく願いいたします。

【岩城委員長】 どうもありがとうございます。

本日はこのあたりで審議会を終了させていただきます。委員の皆様には貴重なご意見をいただき、まことにありがとうございました。

本日の会議後にお気づきの点、また富山県の福祉全般に関しましてご意見、あるいはご提言がございましたら、事務局が配付いたしました「ご意見・ご提言用紙」にお書きいただきまして、事務局までご提出いただければと存じます。

ご意見は、今後の審議会運営の参考にさせていただきたいと思っておりますので、また、県におきましても、今後の施策の参考にさせていただきたいと思っております。

7 閉 会

【岩城委員長】 それでは最後に、事務局から連絡事項があればお願いしたいと思います。

【宮脇厚生企画課主幹】 本日はまことにありがとうございました。

今後、この本審議会をはじめ、各専門分科会、部会の開催に当たっては、それぞれまた事務局のほうからご案内をさせていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。

本日はどうもありがとうございました。